

尾張国津島の大橋氏における家系伝説創造と「浪合記」・「大橋記」

青山 幹 哉

はじめに

江戸時代、尾張国海東郡津島（中世では海西郡に属す）の大橋源三右衛門家は、在郷町津島村の年寄（庄屋）を務める有力町人の家であるとともに、津島の旧家として津島天王社の川祭・筏場車（巻藁船）を提供する車家（肝煎）でもあった。この大橋家に伝えられた文書・典籍類は六百余点にのぼり、その中には同家の系図・家譜類も含まれている。^①大橋家の系図類は数種残っているが、その記載内容はほぼ同じである。一例として表題に「大橋家系図 大橋源三右衛門」（冊子体）^②とある系図を取り上げてみよう（以下、同系図は「大橋家系図」とのみ、表記する）。

この「大橋家系図」の記述に従うと、大橋氏は、その出自を桓武平氏に求め、平貞能という源平合戦の頃の武者を「大橋の中将」伝説と絡めつつ自らの先祖とし、さらに南北朝時代に南朝の皇子を奉戴して各地を転戦し、最後は尾張津島の奴野城（ぬのや「布屋」）とも表記。現・愛知県津島市）に後醍醐天皇の曾孫である良王を迎え、その子神王丸を大橋家の養嗣子として氏を平氏から後醍醐源氏に改めた、という歴史をもつことになる。とく

に南朝関係の伝承の成立については、「浪合記」という軍記物の生成過程と深い関係があったようである。

中世において、軍記物のような歴史（ただし、その虚実は問わない）の叙述を可能とする者の大半は、僧侶や公家であった。また、過去についての知識を蓄えたデータバンク、すなわち古典籍の類を所蔵していたのも、寺院か公家であった。しかし、戦国時代になると、地方武士であっても、中央や他の地方の知識・情報を獲得し蓄積していくことが可能となるような状況が生まれていったらしい。とすれば、そのような「知識」を土壌として、新しい種が芽吹くこともあったであろう。

本論では、尾張地方の豪家が、先述したような家系伝承をもつに至った経緯について、「知識」に力点を置いて検討することにする。

一 「浪合記」と「大橋歴代記」

最初に、南北朝時代の合戦を描いた「浪合記」について概略を述べる。柳田国男の説に基づけば、「浪合記」成立の前提には、信濃の険しい山道を行く人々の間に「ゆきよし様」という、「道行き」を「よし」とする、旅人の保護神への信仰があった。この信仰を背景として、南朝の悲運の皇子―宗良親王の子尹良（ゆきよし、これよし、ただよし、これなが）親王及びその子良王（よしゆき、よしきみ、よしわか）君―二代の事蹟を題材とした軍記物「浪合記」が成立したとされる。「浪合記」の中で、尹良親王は信濃国浪合（現・長野県下伊那郡阿智村浪合）で武家方に襲われ自害したとあり、この地名が書名の由来とされている。浪合で南朝の某宮が殺されたのは、あるいは史実かも知れないが、尹良親王・良王君という皇子が実在したという確実な史料は無い。

「浪合記」には、内容を異にする多くの伝本がある。それらについて、おもに安井久善の研究に依拠して説明しよう。諸本は、大きく三系統、すなわち、①原初本系統本 ②広本系統本 ③略本系統本、に分類される。広本系統本には多くの本が伝存し、『改訂史籍集覧』の翻刻以降、広く世に広まっていることから、安井はこれを「流布本系⁵⁾」と呼称した。

流布本の一つである『改訂史籍集覧(通記第十三)』⁶⁾本の内容は次の三部から構成されている(三部とする考えは、安井の研究に基づく)。

第一部 応永四年(一三九七)に世良田政義・桃井宗綱が尹良親王を上野に迎える。関東での合戦を経て、信濃国浪合の大河原で親王が最期を遂げる。ここに吉野から親王に供奉してきた「四家七名字」⁷⁾、すなわち大橋氏ら十一名も登場する。

第二部 尹良親王の子の良王を奉戴する南朝武士が北関東・信濃で戦い、そして浪合における危機(桃井貞綱・世良田政親が戦死)を経て、良王が三河から尾張津島に落ち延びる。合わせて諸国に隠れ住む南朝派の武士を列挙する。

第三部 良王とその従者たちに関する後日談が記され、とくに尾張津島社の縁起・祭礼と大橋氏についての事柄が語られる。

問題となるのは、第三部である。第一部・第二部が後醍醐天皇の皇子である宗良親王の子(尹良親王)と孫(良王)の物語であり、南朝の皇子の悲劇としてはここで話は終わっている。第三部は、後日談以外の話柄も含む、さまざまな話の集大成であり、安井は「元来この第三部に限り、原本とも言うべきものが存在すること

なく、多くの人物の手によって長期間に思いつくまま、関連話柄が逐次追加附載されたことを思わせるのである」(三一五ページ)「時代が下るに従って多くの関連話柄が、その子孫を含む好事家の手によって追加され第三部を構成し、現行諸本のような形態になったのではないであろうか」(三二六ページ)と考えた。

さて、安井が「浪合記」の原初系統本として位置づけた、宮内庁書陵部所蔵の貞享二年(一六八五)奥書写本の冒頭は、

「大橋歴代記 尾張国海辺郡津嶋 土
桃井弥太郎義繁伝 五拾卷之内 一」

と、「大橋歴代記」という内題から始まっており、内容も次のような雑多なものから構成されていた。

- ① 「桃井弥太郎義繁伝」及び付属と思われる「元弘之編旨写」と軍陣法度六カ条
- ② 「大橋参河守定高語テ曰(南朝の天皇・皇子の次第)」
- ③ 「桃井右京亮宗綱伝(途中に大橋氏の家伝が挿入)」
- ④ 「尹良親王御伝」
- ⑤ 「良王君伝」及び御供の武士たち
- ⑥ その他 世良田・桃井らの斬首を弘阿弥が救う
津島社行事の端緒(神楽・正月の雑煮、津島川祭及び台尻大隅守の討滅)
津島社の祭神・社殿縁起及び津島の「四家七名字」

駿河国石川新三郎の棕献上

大徳寺から足利義教横死によって屏風の上部を切断し、能の演目「クレハ」を止めるようになったことが知らされる。

大徳寺開山による癩疽ひょうその妙薬製法の伝来

津島の奴野城の由来

洞院実熙の三河流罪とその後裔

安井は、「浪合記」について「大橋家の誰かが浪合合戦の史実をも含み、宗良親王の子孫ならびにその随従者たちの記録を残すべく執筆した可能性が高い」（三二二ページ）としたことも、「大橋歴代記」という内題や、津島社と大橋氏関係記事の多さから見ても首肯できるだろう。ただ、この宮内庁書陵部本の構成を見る限り、「浪合記」の成立前に、南朝方の武将であった桃井義繁・桃井宗綱、南朝皇子の尹良親王・良王君らの「〇〇伝」を含む、全五十巻の「大橋歴代記」が先行して存在したように思える。

「浪合記」の成立には、安井も『信濃宮伝』という作品の存在も無視することはできない」（三二一ページ）と述べているように、他の本とも深く関係していた。とすれば、単純に「大橋歴代記」を「浪合記」の原初本とみるのではなく、その一部が「浪合記」の原形に取り込まれた、別の本であったと考えることもできるであろう。⁹⁾ そう考えると、流布本系も桃井宗綱・世良田政義の活躍に紙幅を費やしているので、「浪合記」の主役は南朝皇子ではなく、敗北した武将たちとする見方も成立する。

さて、「大橋歴代記」を津島の大橋氏が執筆した、とするならば、大橋氏にはどのような人物がいたのであろう。管見の限り、次の古和書・記録の著者として、大橋一族の名があった。

A 「大橋記」(書名は題簽による) 一冊 国立国会図書館所蔵(請求記号 13378)

冒頭には、

「 津島大橋之事

一 後醍醐天皇 後宇多帝第二子……」

とあり、以下、「二 妙法院尊澄法親王(宗良親王)」「一 尹良」「一 郎王」^{〔良〕}と宗良親王・尹良親王・良王の事蹟と良王に従った、大橋氏以下の「四家七名字」のことが書かれ、次いで「天王神社」「一 左彦宮」等の津島社の本社撰社が、さらに「一 神王(ハキミ)(良王と大橋定省女の子)」「一 良新」等の良王の子孫と大橋氏歴代と子孫が記されている。

最末には、

「今度家々系図、從御改、四家七名字之者

筋目、可書上之旨、依仰、大橋伝記拔書畢、

十一等(党)之者、各以別紙書上候、仍如件、

永禄二年四月五日 ^{津島}大橋清兵衛重長

坂井右近殿

」

との書状写を付け、この記録は、永禄二年(一五五九)四月に大橋重長が織田信長の家臣坂井右近(政尚)^⑩に提出されたものである、としている。

『張州雜志』に収められた、永禄二年四月日付けの「堀田孫右衛門正定書状写」¹¹にもこれと同じく「此度四家七名字之者筋目、可書上之旨」云々とあり、宛名も「坂井右近殿」であった。これが真実ならば、永禄二年に津島の有力一族である大橋・堀田両家に対し、信長から家系調査があった、ということになる。しかし、これらの史料の信憑性については、いささか疑念が残る。幕藩体制が固まった十七世紀後半ならば、家臣の系・由緒についての調査もあり得るが、織田信長の尾張時代にこのようなことが行なわれただろうか。その可能性はきわめて低いと言わざるを得ない。ただし、偽作としても、このようなものを作る動機がもっともある者は、大橋一族かその関係者であろう。

また、この記録は「大橋伝記」という書物からの抜粋とあるので、作者の手元近くには「大橋伝記」という書物があったことになる。なお、このAでは、「良王―大橋信重―定広―定安（禅休）」と大橋家歴代を続け、そして、定安は大河内元綱の子を養子に迎えて大橋重一として家督を譲ったが、その後、重一は定安の実子である重長を嫡子とした、とある。¹² この重長は、『系図纂要』所収の「後醍醐源氏系図」¹³によると、重一の子で、信長に仕え、永禄八年（一五六五）六月十六日に死去したという。

B 『勢州録』（内題は「津島大橋記」） 四卷四冊 内閣文庫所蔵（請求番号151-0067）

（旧蔵者 昌平坂学問所）

冒頭には、

「津島大橋記卷之一」^{（朱字）}「勢州録」

北畠国司先祖大納言入道一品源ノ親房……」

とあり、内容はほぼ「勢州軍記」（『続群書類従』二十一輯上、所収）と同じである。「勢州軍記」は、伊勢国を中心とした軍記である。その序文によると、「紀州太守頼信卿（徳川頼宣）」が松坂奉行に尋ねて、その求めに応じて神戸良政がこの書を執筆したものとされる（成立は十七世紀前葉）。

Bの第一巻の奥書には、

「大橋記ハ自リニ心安ニ至テ天正ニ、尾ノ之津嶋ノ大

橋家ニ記スレ之ヲ其数三十卷アリ也、于レ時ニ慶長ノ

頃。大橋ノ貞信撮^{トツテ}諸家禄^屋ニ拔^テニ其要ヲ、追^ニ加^シ

之^ヲ作^テニ五十卷ニ、謂^フニ津島大橋記ト、

津島大橋記之内勢州録 始終 初巻

元和五年六月日

とあり、さらに第四巻の奥には、

「神蔵在之、密写之、

伝子孫者也、

元和五年六月日

とある。これらによると、慶長年間（一五九六～一六一五）、大橋貞信が家蔵の「大橋記」三十巻本に諸家の記録を加えて五十巻本に増補し、それを「津島大橋記」と題したとあり、元和五年（一六一九）に某が「神蔵」

に保管してあったそれを書写した、ということになる。

確かにBは、「勢州軍記」の巻上「勢州諸家 第二」から巻下「光秀騒動 第九」に相当するところまで記載し、「信孝兵乱 第十」以降の箇所は無い。また、「勢州軍記」には無い記事が二カ所ある。一つ目は、巻之二の「信長出世の事」の項の大橋清兵衛重長が信長の姉婿となった記事であり、二つ目は巻之四の「信孝誕生の事」の項の末が「信長母号^ニ御大母^ト」、美濃国藪田小嶋日向守信房女^{ナリ}也、織田信広・大橋清兵衛尉妻^ハ中根越中守信照入道、後^ニ号^ス大橋和泉守定永^ト信長^マ御勘当^三時^{ナリ}也、此^ニ三人中根七郎左衛門康政女^ハ腹也^{ナリ}云云」と替えられている箇所である。後者は意味が通じないところがあるが、ともに大橋氏の話柄であり、これが大橋貞信による改変箇所であろう。

なお、先述した『系図纂要』所収の「後醍醐源氏」系図は、「重長―重賢（宗件）―貞信」とし、貞信を重長の孫としているが、貞信の孫が安芸広島藩に提出した由緒書上¹⁵では、重一の三男となっている。

C「稲葉家譜」（系図名は国立公文書館デジタルアーカイブでの名称による）（『諸家系図纂』巻二四ノ下所収）

内閣文庫所蔵（請求番号156-0001冊次62）

（旧蔵者 昌平坂学問所）

この系図の前半は、伊予国河野氏の氏祖伝説等をまとめた『予章記』¹⁶の文章から始まり、河野通任（通義）の三男である通弘が美濃に移って稲葉氏の祖となったこと、通村が林氏の祖となったことなどが譜文風に記されている。後半は、系線を用いて、まず、伊予の河野氏を一系で「通直」まで記し、次いで美濃稲葉氏・林氏・一柳氏の諸系統を記している。注意したい点は、稲葉・林氏の諸系統が一つの系図にまとめられておらず、いかにも判明している範囲内での親子関係を記した感があることである。これは系図作成の初期段階と考えるとよ

いだろう。

そして、系図の奥には、

「 為子孫納置之者也、 五卷之内

尾州海辺郡津嶋

慶長二十年（一六一五）二月日 大橋角之丞源貞信（花押影）

洛陽阿弥陀寺

晝誉上人

」

とあり、大橋貞信がこの「稲葉家譜」を京都阿弥陀寺の晝誉上人に提供したことが判明する。この系図には、林通村の娘に大河内（大橋）重一の妻との注記があり、大橋氏は林氏と婚姻関係にあったと思われる。このことが、大橋貞信の「稲葉家譜」所持の背景にあったのであろう。

さて、後半部の系線のある系図の形態から、系図作成の初期段階とする推測が正しければ、この「稲葉家譜」は大橋家かその周辺で、親戚圏の親子関係をまとめて作成された可能性があるだろう。しかし、その場合、作成の必須条件となるのは『予章記』の存在である。この系図は、『予章記』を参考としなければ執筆できない。大橋家は『予章記』を持っていたのではないだろうか。

以上のA～Cの3点の資料の存在から、十六世紀後期の大橋家は、「大橋歴代記」「大橋記」「津島大橋記」と呼ばれた軍記¹⁷、及び大橋家の系図や「稲葉家譜」などの系図類を作成し所持していたことが明らかとなった

と思う。また、「勢州軍記」かその原形本を入手することが可能であり（確度は下がるものの『予章記』も入手可能であり）、それを編集・加筆できる人物が大橋家にいたことも判明する。B・Cからすると、大橋貞信がこれに該当する一人であった。軍記に関する「知識」は、系図作成に際しても利用できる。大橋貞信は、大橋家に蓄積された「知識」をもって軍記や系図を執筆・作成したのであろう。

特筆すべきは、Bの第一巻奥書から、五十巻本の「大橋記」が慶長年間（一五九六～一六一五）に編纂されたことであろう。ここで、「浪合記」の原初系統本とされている宮内庁書陵部所蔵・貞享二年（一六八五）奥書写本の冒頭に「大橋歴代記」「五十巻之内」とあったことを想起してもらいたい。ここで示されている「大橋歴代記」と慶長の「大橋記」が同本であった可能性が生じたのである。

二 「大橋の中將」物語

本章では、「大橋家系図」と宮内庁書陵部所蔵・貞享二年奥書写本『浪合記』（すなわち「大橋歴代記（五十巻本）」）。以下、「貞享写本」と略記する）とを比較し、津島大橋氏の家系伝説について検討する。

「大橋家系図」は、「桓武天皇十二代之後胤」の「季房」から書き始めているものの、季房には何の記載もなく、その孫の「貞能」の事績¹⁸を次のように記述した。

寿永ノ頃、源ノ頼朝公天下権柄ニ仍テ平家没落ス、時ニ貞能東国ニ下向シ宇津宮ヲ頼テ常州ニ有シガ、其後又三河国ニ往テ暫ク居住シ、亦尾州熱田ニ立越、原太夫高春ヲ頼テ居ス、此高春ハ縁者タルニ仍テ也、此由鎌倉ヘ聞ヘシカバ、梶原源太景季ニ命シテ原ガ城ヲ責シム、貞能思フヤウ、我故ニ高春ヲ苦シムル事本意ニ

アラス、迺自ラ梶原ガ陣ニ行捕ハレ人ト成ル、景季、貞能ヲトリコニシテ鎌倉ニ下リ、比企谷ノ土籠ニ入置「預カ」頃テ首ヲ刎ラルヘカリシニ、貞能肥後国ニテ生セシ男子一妙丸ハ後大橋太郎貞経ト号ス、又号肥後守、父ガ行衛ヲ尋テ鎌倉ニ下リ、立寄ヘキ方ナク鶴ヶ岡八幡宮ノ神前ニテ、毎日毎夜法花経ヲ読誦スル事数月也、頼朝公ノ御台所是ヲ聞召シ頼朝公ニ告給ヘハ、則一妙丸ヲ召テ意趣ヲ御尋アリシカバ、泪ヲ流シ父カ事ヲ上達ス、仍テ憐愍ヲ加ヘラレ貞能ガ命ヲ助ケテ安堵ノ下シ文ヲ給リ、隠遁ノ領ニテト尾州海部郡門真庄ヲ永代ニ給ル、貞能此時ヨリ津嶋ニ居ス、是文治年中也、貞能高春ガ許ニ有シ時、農家ノ女式人ヲ召使シガ、同日各女子ノ式子ヲ生シ、恙ナク成長シケルヲ、頼朝公聞召シ、鎌倉ニ召下シ、大名四人ノ妻ニ被下ル、一人ハ三浦佐原ノ太郎ニ被下ル、一人ハ佐々木三郎兵衛西念ニ被下ルハ小三郎盛季ガ母是也、一人ハ羽山ノ介宗頼ニ被下ル、一人ハ大友四郎太夫経家ニ被下ルハ豊前守能直母是也、其母式人ノ在所ヲ村ノ名ニ呼テ四女子ト言、此貞能子孫国々ニアリ、

「貞享写本」中の「桃井右京亮宗綱伝」の途中に挿入された大橋氏の家伝は、次の通りである。¹⁹⁾

此大橋ハ其先ハ九州并二島十一ヶ国ノ守護大橋太郎肥後守平貞能末葉也。平家滅亡ノ後肥後国大橋ト云所ニ蟄居ス。頼朝卿天下ヲ治玉フ時ニ、肥後国ヲ立出テ類族ニテ有ケル東国ノ宇津宮ニ便テ常州ニ赴キ出家ス。頼朝卿上洛ヲ聞テ参河国ニ居住ス。此所ヲ大橋ト号。参河国額田郡ノ内ナリ。貞能参河国ヲ出、尾張国熱田ノ辺ニ潜ニ居ス。貞能数月尾張国ニ住ス。時ニ農人ノ娘ニ妾有テ、二人ノ妾同月同日同時ニ二女シテ四女ヲ産ム。貞能カ心底ニハ頼朝ヲ討ヘシト朝暮計ケルコト露顯シテ、頼朝此ヲ聞テ梶原源太景季ニ命シテ貞能ヲ尋シム。尾張国原太夫高春カ扶助スルノヨシ景季聞テ、高春カ城ヲ攻ム。貞能、景季カ陣ニ行テ自捕レ人ト

ナル。景季、貞能ヲ擒ニシテ鎌倉ニ下ル。頼朝ノ命ニ依テ比企谷ノ土籠ニ入ル。貞能カニリ妾同時ニ四女ヲ産、頼朝聞シ召テ、其四女ヲ鎌倉ニ召テ、三浦ノ佐原太郎平景連ニ下サル。真野五郎胤連母ナリ。一女ハ佐々木兵衛尉西念ニ下サル。小三郎盛季母ナリ。一女ハ安芸国羽山介宗頼ニ下サル。一女ハ大友四郎太夫経家ニ下サル。大友豊前守能直カ妻ナリ。九州ハ皆大橋カ郎等ナレハ、頼朝ノ御下心アツテト云ナリ。四女子ト出ル郷ハ末代マテノ験シト其村ヲ四女子ト名ツク。其後四女子ノ母ヲ祭シメ玉フ宮アリ。後是ヲ取タカヘテ頼朝ノ宮ト号ス。大橋貞能ハ比企ノ土獄中ニ十二年在リ。九州ニテ妻懐胎ニテ貞能ニ別レ、其後男ノ子ヲ生ム。其名ヲ一妙丸ト号、後中将貞経ト改ム。太郎貞経父ノ行衛ヲ母ニ尋問。母、貞経ニ語ル。汝カ父ハ平家ノ侍ニテ、当国十一箇国旗頭テ、代々平家ノ郎等ニ貞能ニ肩ヲナラフル兵ナシ。平家亡テ後、鎌倉ニ赴キ玉テ、頼朝ヲ討ント心カケ給フニ運ツキ、鎌倉ノ土籠二年久ク有リト聞ク。年モ老タル事ナレハ死生ハ知ラスト語ル。貞経父ノ生死ヲ尋鎌倉ニ下ル。鶴カ岡八幡宮ニ毎日毎夜詣テ、法華経ヲ高音ニ誦誦シ、父ノ祈願ヲナス事数月ナリ。容飾常人ニアラス。世ノ人奇異ノ思ヲナス。此旨頼朝卿ノ御台聞召テ御尋有テ、頼朝卿中将ヲ御前ニ召テ事ノ意趣ヲ問シム。中将詳ニ上達ス。仍テ憐愍ヲ加ラレ、梶原景時ニ命シテ貞能カ命ヲ助ケ、安堵ノ御印ヲ下サレ、九州ニ帰ル。此大友ノ元祖ナリ。貞省ハ貞経嫡子大橋太郎貞一カ筋ナリ。大橋貞能家ヲ源一法師継給ナリ。貞能ヲ扶持シ原太夫高春ハ千葉上総介広常カ外甥ナリ。薩摩守忠度カ外舅ナリ。

両者を比較すると、両者の粗筋はほぼ同じながら、「大橋家系図」は「貞享写本」を大きく簡略化したことがわかる。ただし、貞能の四人の女子についての書き方が、両者で大きく異なる。「貞享写本」では頼朝が罪人の娘を「御下心」をもって利用したとするが、「大橋家系図」では貞能が許されてのちの慶事として描き、大橋家を言祝ぐ話に改めた（なお、この話は地名由来伝説となっている）²⁰。

さて、ここでの最大の問題は、この伝承が「大橋の中将」の物語をほぼそのまま取り込んだものであることである。「大橋の中将」とは、孝子の願いが法華経の功德によって成就されたことを説く唱導文学の一つであり、古浄瑠璃「ちうしやう」や「大橋の中将」として、室町・戦国時代、説教者や語り者によって伝えられ、さらに江戸初期までに御伽草子として書物にもなった。『日本古典文学大辞典』では、御伽草子の「大橋の中将」の梗概を次のように記している。²²

大橋の中将は、元は平家の武将であったが、池の禅尼によって助けられ、吉岐と対馬を賜わっていた。しかし梶原の計略によって鎌倉に下向し捕えられた。その後生まれた息子のまに王は、『法華経』をよく学んでいたが、父を尋ねて鎌倉へ下った。若宮八幡の前で『法華経』を説読しているところを見染められ、頼朝の面前で説読を行なった。布施として頼朝より父の命を乞うけ、殺される寸前の父を救った。中将は吉岐・対馬を安堵され、以後は栄華にすぎした。

「大橋家系図」の記述と比べてみると、場所を九州から尾張に移し、「大橋の中将」を平貞能に、「まに（摩尼）王」を一妙丸に替え、また、源頼朝から与えられた所領を吉岐・対馬から、尾張大橋氏の本拠地津島を含む尾張門真狂へ変更して、つじつまを合わせたことがわかる。

「大橋の中将」物語の原形は、建治二年（一二七六）閏三月二十四日付けの日蓮書状（「南条殿御返事」）まで遡ることができる。夫を亡くし幼子を抱えた女性信徒南条殿に宛てたこの書状で、日蓮は「つくし（筑紫）に、ををはし（大橋）の太郎と申しける大名ありけり。大将どの、御かんき（勘気）をかぼりて、かまくら（鎌倉）ゆい（由比）のはま、つち（土）のろう（牟）にこめられて十二年。²³」と、大橋太郎がその子の法華経

読誦によって救われた故事を詳述して、彼女を励ましたのである。孝養の志と法華経の功德を説くこの物語は、当然ながら、日蓮宗の信徒の間で伝播していったことであろう。ここで付け加えておくと、津島大橋氏の菩提寺である本蓮寺²⁴は、津島の布屋（奴野）にある日蓮宗の寺院で、越後国の本成寺に属していた。

さて、鎌倉時代の物語は成長し、肥後国の大橋氏もこの物語によって自らの系図を作成するに至った。肥後大橋氏の「大橋家伝」は、次のように始まっている。²⁵

文治年中に肥後国大橋と云所に大橋左衛門貞経と云人あり。先祖は桓武天皇の皇子葛原親王より十二代の後胤筑後守家貞か孫にして、肥後守貞能か子なり。はしめて肥後国の代官と為て下向し此所に住しより大橋とそ名乗りける。貞能か代に平家没落せしかは貞能か舅尾張国住人原平太夫高春か許に隠れ居て後には剃髪染衣の姿となり終所しれさりけり。貞能か子貞経は貞能上洛の砌鎌倉殿に降参しければ、世しすまりて後本領の内三十余箇所を賜り御家人の列に加へらる。貞経か妻は肥後国住人鍋屋莊司か娘にて美女のきこえ有しかは十三の歳むかへとり……いかなる者の讒言にや貞経謀反の企ありと訴ければ源頼朝御憤あさからず、文治二年三月四日梶原平三景時を討手として指下し大橋の城を責させられけるに……貞経は終にからめとられけり……松葉か谷の土の牢に入られける……（この後、子の摩仁王丸の法華経読誦の功德により父は助命され、肥後国半国が与えられる）

肥後大橋氏は、平貞能の子貞経を鎌倉に囚われた人物とし、貞経の子の「摩尼王丸（通貞）」を父を救う孝子としたため、津島大橋氏の記述とは世代が一つずれることになる。しかし、冒頭部に貞能の親戚として尾張の住人「原高春」を登場させている点は同じである。原高春は、『吾妻鏡』寿永三年（一一八四）三月十三日

一条に、源頼朝方に属する「尾張国住人原大夫高春」として登場する人物で、さらに「是故上総介広常外甥也。又為薩摩守忠度外甥」、すなわち、上総国の大豪族である平（上総）広常の甥であり、かつ平家一門の武将である平忠度の甥でもあった。しかし、高春は尾張国の地方武士であり、とくに著名な武士というわけではない。

この人物が肥後大橋氏と津島大橋氏の家系伝説の中に登場するのは、おそらくは平家の武将と姻戚関係にあったことが『吾妻鏡』から判明する人物であったからではないだろうか。憶測に過ぎるかもしれないが、わざと平忠度を平貞能と混同したと考えることも、あながち荒唐無稽とも言えないだろう。²⁶⁾

もともとの「大橋の中将」物語での最初の舞台は、「筑紫（九州）」であり、肥後の大橋氏が自らの家系伝説にこの物語を利用したのは、わかりやすい。この肥後版の「大橋家伝」を津島大橋氏が入手し自分の家系伝説へと改変することで、津島大橋氏の「大橋の中将」伝説は成立していったのであった。

三 南朝皇胤伝説（後醍醐源氏への改氏）

「大橋家系図」では、「定省」の代に南朝との関わりを示す記事が登場する。関係箇所を以下に掲出する。

定省 号中務少輔、後号三河守、

母ハ

後亀山院弘和元年冬 勅命ヲ奉テ津嶋天王ノ宮中末社迄造営ス、今ノ宮地也、

無二ノ宮方故ニ宗良親王ノ姫宮ハ号桜姫ノ下シ給テ妻トス、故ニ其身ハ津嶋ニ

有ナガラニ男修理太夫貞元ヲ吉野ニ上セテ奉仕ス、

信吉 幼名太郎丸、号中務少輔、

母ハ宗良親王ノ御姫桜姫、

後年良王親王ノ御嫡男神王丸ヲ養君トシ家督ヲ讓、奴野屋ノ城ヲ退去ス、

貞元 号修理太夫、是四家七苗字列之一人也、

母ハ前二同、

女子

母ハ前二同、



良王親王ハ瑞泉寺殿ノ御事ナリ、御子三人アリ、御嫡子ハ神王丸、後大橋和泉守信重ト号シテ中務少輔信吉ガ養君トシ奴野屋ノ城ニ移ル、惣テ大橋氏ハ平氏ナリトイヘトモ後世源姓ヲ名乗ルハ此信重ノ謂ナリ、御二男良新丸津寫神主ガ家ヲ繼テ氷室兵部卿ト号ス、此兵部卿モ継子ナク大橋貞元二男小田井大学介貞常ヲ子トス、

源信重 幼名神王丸、後号和泉守、

母 大橋定省ガ末女、

実ハ良王君ノ御嫡子、大橋中務少輔信吉ガ子トシテ奴野屋ノ城主、

これには、定省が宗良親王（後醍醐天皇の皇子、尊澄法親王とも信濃宮ともいう）の皇女桜姫を妻として、その間に生まれた貞元を南朝の本拠地である吉野に派遣したとある。そして、津島に来住した良王の子が大橋家の家督を継いで、そのため、大橋氏が後醍醐源氏となったとする。本章では、この皇胤伝説について検討しよう。

「貞享写本」では、「尹良親王御伝」のところで、吉野から尹良親王に供奉した「四家」の一人として「大橋修理大夫定元（貞元）」が登場する。しかし、定元の戦場での活躍が描かれることなく、「良王君伝」のところで、永享五年十二月二日の浪合合戦の戦死者を弔う役として記されただけで、舞台は尾張津島へと移ってしまふ。合戦の主役は、桃井貞綱や世良田政義らであり、大橋氏は影の薄い存在でしかなかった。「貞享写本」は、その後、良王が津島に逃れて大橋定省の奴野城に住むようになる話を載せるが、しかしながら、良王の子が大橋家の嗣子となった話は無い。「貞享写本」成立の時点では、まだ、大橋氏の南朝皇胤伝説は無かったのである。実際、流布本『浪合記』にも、大橋氏の後醍醐源氏説は書かれていない。

どうやら、前章でAとして紹介した「大橋記」が、今のところ、大橋氏の南朝皇胤伝説の初見らしい。ただ、前述したようにAの信憑性は低いと言わざるを得ないので、さらに他の史料から検討する必要がある。

江戸前期までの尾張地誌類には、大橋氏が良王に供奉した話は見られるが、南朝皇胤伝説は無い。唯一、皇胤伝説に触れているのは、尾張藩士天野信景（一六六一年生〜一七三三年死去）が著した『塩尻』である。そこには「大橋和泉守信重は、宗良親王の曾孫にして、尾州津島神主の初メ良新の弟也。母は大橋定省の女なり。当時信重を、俗に津島大納言といひけるよし。此妻は熱田大宮司千秋氏の女とかや。」と見える。しかし、信景が宝永五年（一七〇八）の跋文を付した「尾州古城志」²⁶の「海東郡 津島」の項では、「応永年中信濃宮残卒、入当村所居住、所謂四家七党也」とは見えるが、ここに皇胤伝説はまったく記されていない。この信景

は、注(5)に記したように松平義行の所持した「浪合記」を書写し、世に広めた人物とされるが、その天野信景の書写本「浪合記」にも皇胤伝説は記載されていない。信景は、この大橋氏皇胤説を別のところ、おそらくは大橋氏か、尾張一宮の真清田社神職であった碩学の真野時繩あたりから聞いたのであろうか。信景と同時代を生きた真野時繩は、大橋家の当主重正(重次の父)に大橋家の系図の検討を依頼されて、元禄十五年(一七〇二)孟夏(四月)十二日付けの「真野時繩撰 大橋家系詮略」²⁹⁾を著した。そこで一応は良王の子神王による大橋家継承を述べたものの、源氏に改姓したとはせず、「平信重」と改名したことだけ記した。さらに「大橋家譜之異本存『無拋』之雜説」者、近頃好事之加筆不足し弁歎、³⁰⁾として、明言こそしていないが、暗に皇胤説を否定しているように思える文を残したのであった。

ところで、豊臣家が亡び、徳川の世が確立していく中で、生き延びた尾張出身の大名家に仕官した尾張武士も多かった。織田信雄の失脚にともなって所領を失った大橋一族の中にも、各地の尾張出身大名のもとに仕えた者があった。その中で、岡山藩池田家に二百石で仕えた大橋与右衛門は、寛文九年(一六六九)に藩に提出した家譜で、「私祖父之義一圓存不申候、親大橋与右衛門と申候、生国ハ美濃ニ而御座候、(池田)勝入様輝政様江御奉公申上、御知行式百石拝領仕候」と書き出し、祖父のことすら知らない³⁰⁾と記した。また、伊予大洲藩加藤家で家老となった大橋長兵衛の系図(『北藤録』『大洲秘録』参照)にも、そのような記載は無い。広島藩浅野家に仕えた大橋角之丞家は、「津島大橋記」の著者大橋貞信(第一章参照)を祖とする家であるが、その孫が貞享元年(一六八四)五月に書き上げた、先祖由緒の「覚」³¹⁾は、大河内元綱(大橋重一の実父)から始め、大橋与右衛門重賢(大橋清兵衛重長二男)・大橋新三郎定祐(大橋和泉守定安入道禪休弟)・祖母江(正しくは「祖父江」)保西(大橋与右衛門重賢甥)など、比較的近い二〜三世代の親族の活躍を記し、最後に「右之通歴代之儀虚実不分明とても先祖より申伝候段、如此御座候、以上」として筆を止めた。江戸前期の武士の由緒書

上では、まだまだ遠い昔の氏祖のことなど、無用であったのである。

十七世紀末になると、武士も系図を重視するようになり、遠祖を探すようになる。尾張藩士の系図集である「士林派洄続編」巻八九(22)にある源姓大橋氏(馬廻クラス(23)の藩士)の系図には、その始祖「定安」に「後醍醐天皇八代孫」と注記されていた。この系図に登場する大橋定如は、同系図によると、延宝二年(一六七四)に松平義昌(尾張藩二代藩主徳川光友の三男)に召し出されて右筆となり、「表御馬廻」まで昇進して、享保七年(一七二二)に死亡した。この定如は、『張州雑誌』巻第七十七によると、津島の本蓮寺に「本蓮寺殿從二位前亞相神王大居士(大橋和泉守源信重)」の画像一幅を、瑞泉寺に「瑞泉寺殿正二位前亞相良王大居士(良王)」の神像を寄付した、という。しかし、大橋氏皇胤説受容は、津島大橋家以外には、この例しか見あたらない。

寛政九年(一七九七)板行の『東海道名所図会』巻之二「津島牛頭天王」の項には、「其の孫王(南朝の孫王)の御系も津島にのこれりとのやうにみえしま、こゝに至りてまづ此事をとふにしる人なし。時経の記にも大橋家譜といふものに此説あれども、他に所見なき妄説也といへり」としており、また、天保十五年(一八四四)に刊行された『尾張名所図会』前編巻之七の「奴野城址」「四家七党」項にも、皇胤説はまったく記されていない。大橋氏の南朝皇胤伝説は、『塩尻』に見えるように十七世紀末か十八世紀初めまでに成立していたが、大橋氏の内部、ないしその周辺の好事家の間でのみ、知られていたようであり、それが世に広く伝播することはなかった。

大橋氏は、かつては「浪合記」の成立に深く関わったが、その後、「浪合記」は大橋氏の手を離れて成長していき、津島大橋氏が皇胤伝説を創造した江戸中期では、もはや「浪合記」の中に大橋氏皇胤説を盛り込ませることはできなかった。戦国末々織豊期段階ならば、津島大橋家の「知識」は、軍記物や系図作成に関わり、世に影響を与えることのできる特権的な立場にあったかもしれない。しかし、「知識」が広まっていった江戸

中期という段階においては、「妄説」しか生み出せなくなったのである。

むすびとこたへ

本論での考察について、憶測に留まらざるを得なかった点も含め、以下にまとめる。

- ① 戦国時代の大橋氏は、肥後の「大橋家伝」等の史書・軍記類の知識を蓄積し、その「知識」の上に「大橋歴代記」「大橋伝記」「津島大橋記」といった新たな史書を創造し、かつ他氏の系図も作成した。
- ② ①の結果、五十巻本の「津島」大橋（歴代）記は、「浪合記」原初本の原形の一つとなった。五十巻本の「大橋記」が慶長年間（一五九六～一六一五）の編纂だとすれば、「浪合記」原初本の成立は当然それ以降となる。
- ③ 大橋氏は、大橋氏ら津島の有力一族が南朝皇子に供奉したとの記事、津島天王社の縁起と行事の由来、さらには「大橋の中將」物語の津島大橋氏バージョンを「浪合記」に挿入することに成功した。
- ④ 江戸中期、百姓身分となった津島の大橋家は、自らの南朝皇胤伝説を創造したが、その伝播には失敗した。

戦国時代の尾張国津島は、津島牛頭天王社を中心とした商業都市であった。その地の豪家であった大橋氏は、武士であると同時に津島天王社の護持に当たる者であり、豪商でもあった。すなわち、単に武篇者を気取るだけの武士ではなかったのである。比較的少ない「知識」ではあっても、それが蓄積可能となった背景には、大橋氏もっていた多様な性格があったであろう。

戦国末期、まだ「歴史」と「物語」は虚実混淆のままでよく、世の人はそれを享受していた。しかし、江戸

中期には考証に重きを置く知的世界が生まれつつあり、津島大橋家の南朝皇胤伝説は「妄説」と批判され、好事家にしか受け入れられなくなった。地方豪家による家系伝説創造の試みは、このようにして幕を閉じたのである。

注

(1) 『大橋家史料目録』（津島市教育委員会、一九八二年）によると、大橋家の古文書等は、一九八〇年、子孫の井沢基氏より愛知県津島市に寄贈された。その後、大橋家文書は津島市立図書館に所蔵されていたが、現在は津島市教育委員会社会教育課に移管されている。なお、大橋家については、『大橋家史料目録』所収の「大橋家概要」（執筆は樋田豊）、津島市教育委員会編『特別展 大橋家文書（源三右衛門家文書）の世界』（同、二〇〇五年）、鈴木重喜「尾張西部地域の豪農大橋家にみる新田開発について」（岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究《第六篇》』清文堂出版、二〇一五年、所収）を参照。

(2) 本稿執筆に際しては、津島市教育委員会社会教育課の許可を得て、原本を調査した（当該系図の写真版は、東京大学史料編纂所所蔵写真帳「津島市立図書館所蔵文書」（請求番号 6171.5-161）に収められている）。当該系図は、注（1）所掲の『大橋家史料目録』の整理番号では、「10-1-8」に当たる（以下、大橋家文書については、同目録の整理番号を付す）。大橋家の古記録類は、江戸時代前期に一旦、焼失しており、今日に伝わる系図類は、二十五代重次の代以降に作成されたものである。当該系図は、天明四年（一七八四）正月に死去した信資（重次の子）の子の世代あたりまでが一筆であり、寛政年間（一七八九〜一八〇一）頃に作成されたものと思われる（ただし、その後の世代も含め、追筆がある）。当該系図の下書と思われる整理番号「10-1-7」の「大橋家系図」は、信資の代までを記載し、末尾に朱字で「寛政四年（一七九二）子十二月」と付した追記がある。『張州雑志』巻第七十七所収の「大橋家系図」も当該系図とほぼ同一のものであるが、その採録も信資の代までであった（『張州雑志』の著者内藤正参は、

一七八八年に死去している)。

(3) 柳田国男「浪合記の背景と空気(未完)」(『定本柳田国男集』第31卷〈筑摩書房、一九六四年〉)及び「東国古道記」(『定本柳田国男集』第2卷〈筑摩書房、一九六二年〉)参照。また、柳田は、『浪合記』の広がりについて、津島社の御師たちの教理(神送り、境の神)とも結びつけて考えた(『東国古道記』定本版、二五八ページ)。

(4) 安井久善編『古典文庫第四八二冊 浪合記・桜雲記』(古典文庫、一九八六年)所収の「解説」による。以下、安井からの引用ページは同書による。なお、安井久善『浪合記』攷(『南北朝軍記とその周辺』〈笠間書院、一九八五年〉)所収。初出は一九八五年三月)もほぼ同内容である。

(5) 流布本系の多くは、尾張藩の支藩であった高須藩主松平義行の本を尾張藩士天野信景が書写したとされるものである(安井前掲書「解説」による)。天野が記したとされる『浪合記』宝永六年(一七〇九)書写奥書本には「右浪合記一卷」と『浪合記』の書名が見えるので、この頃までには「浪合記」の書名も定まっていたようである。

(6) 『改定史籍集覧』第三冊(近藤出版部、一九〇〇年)による。これは「長享二年戊申(一四八八)九月十八日」の書写本奥書をもつ、天野信景書写本の系統に属する。

(7) 尹良親王に吉野から供奉してきた四人の武士(大橋定元・岡本高家・山川重祐〈或いは朝祐〉・恒川信矩、なお「此四人ヲ新田家ノ四家ト云」)との付言もある)と、公家諸流の七人(堀田正重・平野業忠・服部宗統・鈴木重政・真野道資・光賀為長・河村秀清、「此七人ヲ七名字ト号ス」とする)のこと。この十一家を合わせて「吉野十一党」と称する。

(8) 宮内庁書陵部函架番号2404.111では、安井久善編『古典文庫第四八二冊 浪合記・桜雲記』(古典文庫、一九八六年)所収の翻刻による。

(9) 金沢市立玉川図書館所蔵加越能文庫の「大橋歴代記」(「松雲公採集遺編類纂」巻百六十一所収)は、宮内庁書陵部所蔵の貞享二年奥書写本と同文である。

(10) 谷口克広『織田信長家臣辞典(第2版)』(吉川弘文館、二〇一〇年)によると、「坂井右近」の諱は政尚(政重とも)、永禄十一年(一五六八)の織田信長入京直後には、京・畿内の施政を担当し、元龟元年(一五七〇)十一月に近江堅田で戦死したという。なお、大橋重長書状の書止め文言は「状如件」であるので、重長は坂井右近より上位者であっ

たことになる。

- (11) 『張州雜志』卷第七十七所収(愛知県郷土資料刊行会版第十卷へ一九七六年)四三九〜四四〇ページ)。なお、以下に『張州雜志』を引く場合は、愛知県郷土資料刊行会版による。
- (12) 「大橋家系図」は、重長を定安(貞安)の末子とし、定安が重一に家督を譲った後に重長が生まれたため重一の養子とした、とする。
- (13) 東京大学史料編纂所蔵本(請求番号4175-2)
- (14) 『群書解題』第四卷(統群書類従完成会、一九六〇年)の「勢州軍記」の項目(荒木良雄執筆、一三二〜一三三ページ)を参照。
- (15) 名古屋市鶴舞中央図書館蔵「大橋貞通・加藤図書伝記」(請求番号「市11-25」)所収。
- (16) 『予章記』については、佐伯真一・山内謙校注『伝承文学注釈叢書1 予章記』三弥井書店、二〇一六年)の「解題I」(佐伯執筆)・「解題II」(山内執筆)を参照。
- (17) 『張州雜志』卷第七十七の「妙栄山本蓮寺」項に「過去帳曰、大橋太郎家譜・津島大橋記全部五十卷・大橋氏家伝之譜、書_テ秘_ニ于末孫鯉江正休医翁櫃底」とあり、『張州雜志』著者の内藤正参は、この正休翁に面会して話を聞いたとも記している。十八世紀後半まで、「津島大橋記五十卷」は伝存していたようである。
- (18) 史実としての貞能は、平清盛の家令を勤めたほどの有力家人で、平重盛・資盛父子(小松家)に近仕した。養和元年(一一八一)七月に肥後守に任ぜられ、九州の反平家派の肥後菊池氏・豊後緒方氏鎮庄のため尽力した。九州との関わりは深いものの、平家没落後は、『平家物語』巻七「一門都落ち」では、頼朝の御家人となっていた下野の宇都宮朝綱を頼ったと、また『吾妻鏡』文治元年(一一八五)七月七日条では、やはり宇都宮朝綱の嘆願により貞能は助命され、下野宇都宮に退隠したとある。
- (19) 注(8)と同じ。
- (20) 「四女子」の地名は、名古屋市中川区の現行町名として残っている。他に「二女子」と「五女子」の町名もある(『角川日本地名大辞典23 愛知県』によれば、かつては一から七までの数字を付けた女子村があったという)。これ

- らの地名は、天正十二・三年（一五八四・八五）頃の「織田信雄分限帳」に見えるので、戦国時代、すでに存在していた。
- (21) 横山重校訂『古浄瑠璃正本集』一（角川書店、一九六四年）、横山重・松本隆信編『室町時代物語大成』第三（角川書店、一九七五年）を参照。
- (22) 同書第一卷（岩波書店、一九八三年）所収の「大橋の中将」項（田嶋一夫執筆、同書四五六ページ）
- (23) 兜木正亨校注『日蓮文集（岩波文庫青306-1）』（岩波書店、一九六八年）九四〇〜九五〇ページ。
- (24) 『系図纂要』所収「後醍醐源氏」系図は、後醍醐源氏大橋氏の初代大橋信重（神王）の法号を「本蓮寺」としている。
- (25) 武藤巖男・宇野東風・古城貞吉編『肥後文献叢書』第三（歴史図書社、一九七一年）所収の「新撰事蹟考」巻之二十五（系図之十三）大橋系図、三八一〜三八二ページ。
- (26) 付言すれば、「貞享写本」の大橋家の家伝では、「原太夫高春八千葉上総介広常カ外甥ナリ。薩摩守忠度カ外舅ナリ。」としている。『吾妻鏡』吉川本では、本文通り、高春を広常の外甥・忠度の外甥と、北条本では広常の外舅・忠度の外甥、となっている。「外甥」と「外舅」の異同は、「貞享写本」執筆時に『吾妻鏡』のどの系統本が参考とされたか、検討する手掛かりになるだろう。
- (27) 『日本随筆大成（新装版）』第三期第13巻（吉川弘文館、一九九五年）四二二ページ。
- (28) 愛知県図書館所蔵（請求番号 W7/A294/7/A）
- (29) 「大橋家文書」整理番号10-1-6
- (30) 倉地克直編『岡山藩家中諸士家譜五音寄』1（岡山大学文学部、一九九三年）九九ページ。
- (31) 注（15）所掲書に所収。
- (32) 『名古屋叢書二編』第四卷（名古屋市教育委員会、一九八四年）二四八〜二五〇ページ。
- (33) 江戸中期、出雲松江藩松平家の家老大橋茂右衛門家は、尾張津島の大橋源三右衛門家に系図調査の件で問い合わせをしており（注（1）所掲書の「大橋家概要」参照）、出雲松江の茂右衛門家には皇胤説が伝わったと思われる。ただし、茂右衛門家の「大橋家霊記写」（島根県立図書館所蔵「大橋家資料」〈請求番号 貴重/0928/785〉所収）には、同家の元祖「政貞」の父重定の注記に「大橋和泉守源信重五代」と記されているだけで、信重の父良王につい

ての記載は無い。
(34) 『東海道名所図会復刻版』上巻(羽衣出版、一九九九年)三一六ページ。

The Genealogy of Ohashi-Family in Owari Province and “Namiiai-ki”, “Ohashi-ki”

Mikiya AOYAMA

要 旨

尾張国津島の大橋氏は、津島天王社と深い関わりをもつ商人的な武士であった。その複雑な性格からか、戦国時代の大橋氏は、軍記・史書類についての「知識」を蓄積して、自ら「大橋記」という軍記らしきものや、系図を作成する能力をもつことができた。「大橋記」は、南朝皇子の事蹟を叙述した「浪合記」の成立に先行し、大橋氏は「大橋記」を介して「浪合記」の中に自らの家系伝説としての「大橋の中將」伝説を挿入して、世に広めることに成功した。江戸時代初期、大橋氏は、自らの出自を後醍醐源氏とする南朝皇胤伝説を創出したが、この伝説を「浪合記」に紛れ込ませることに失敗した。江戸時代前期、「知識」は考証を求める段階に移行しつつあり、もはや虚実混淆した「知識」では、世に享受されなくなっていたのである。